

共通印鑑規定

- ・口座開設お申込の都度、ご提出いただく印鑑届の提出が不要となる共通印鑑のお取扱いがございます。
- ・共通印鑑には「取引先共通印鑑」と「定期性共通印鑑」をお選びいただけます。
- ・「取引先共通印鑑」は、当座・譲渡性預金を除く全ての国内円預金に共通のお届印としてご利用いただけます。
- ・「定期性共通印鑑」は、国内円預金の総合口座定期預金を除く定期預金・定期積金・通知預金のお届印としてご利用いただけます。

以上

2020年4月1日改定